

香川県脱炭素・地球温暖化対策本部設置要綱

(設置)

第1条 地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けた、本県の脱炭素の取組みを推進するための機関として、香川県脱炭素・地球温暖化対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本県の脱炭素の取組みを推進するための企画、立案、調整等に関すること。
- (2) 香川県地球温暖化対策推進計画の推進に関すること。
- (3) かがわエコオフィス計画の推進に関すること。
- (4) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる職にある者及び知事が委嘱する別表2の職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長等)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、本部に関する事務を処理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じ、関係部局の職員を会議に出席させることができるものとする。

(幹事会)

第6条 本部の事務を補助するため、本部に幹事会を置くことができる。

(事務局)

第7条 本部の事務局は、環境森林部環境政策課に置く。

- 2 事務局長は環境森林部環境政策課長をもって充てる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附則

この要綱は、令和3年12月6日から施行する。

別表 1

役 職 名
審 議 監
政 策 部 長
文 化 芸 術 局 長
総 務 部 長
知 事 公 室 長
危 機 管 理 総 局 長
環 境 森 林 部 長
健 康 福 祉 部 長
子 ども 政 策 推 進 局 長
商 工 労 働 部 長
交 流 推 進 部 長
農 政 水 産 部 長
土 木 部 長
会 計 管 理 者

別表 2

役 職 名
教 育 長
警 察 本 部 長
病 院 事 業 管 理 者
病 院 局 長